

年 月 日

東海村長 殿

納税義務者

住 所

氏 名

電話番号

(印)

令和 年度 村民税・県民税 申告書 付表  
(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用)

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る村民税・県民税の課税方式について、所得税の確定申告とは異なる課税方式を選択するため、村民税・県民税申告書(※所得税の確定申告書の控えの写しに村民税・県民税申告書と記載し、記名・押印し代用可)と併せ提出します。

1 課税の方式

(1) 上場株式等の配当等に係る村民税・県民税の課税方式について、次のとおり選択します。

(いずれかを○で囲んで、該当する金額、配当割額控除額がある場合は記載してください。)

・申告しないことを選択します。(配当割額の控除・還付はなくなります。)

・総合課税を選択します。(住民税の源泉徴収税額)

配当所得(総合課税分)の金額 円 配当割額控除額 円

・分離課税を選択します。

配当所得(分離課税分)の金額 円 配当割額控除額 円

(2) 上場株式等の譲渡所得等に係る村民税・県民税の課税方式について、次のとおり選択します。

(いずれかを○で囲んで、該当する金額、株式等譲渡所得割額控除額がある場合は記載してください。)

・申告をしないことを選択します。(株式等譲渡所得割額の控除・還付はなくなります。)

・分離課税を選択します。(住民税の源泉徴収税額)

上場株式等の譲渡所得等の金額 円 株式等譲渡所得割控除額 円

【留意事項】

※申告期限は、村民税・県民税税額決定通知書が送達される日までです。期限後は受付できません。

※上場株式等の配当所得及び譲渡所得等については、所得税 15.315%及び住民税 5%であらかじめ源泉徴収(特別徴収)されているものが対象となります。

※上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で課税する場合があります。